

# 福井県生コンクリート品質管理監査会議規程

福井県生コンクリート品質管理監査会議

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、産官学体制による公正な品質管理監査を実施することにより、レディーミクストコンクリートの日常の品質管理の徹底と安定供給を実現させ、もって品質に関する使用者からの高い評価と信頼並びに理解と協力を得ることを目的とする。

(地区会議の組織)

第2条 前条の目的を達成するために、福井県生コンクリート工業組合（以下、「工組」という。）に「地区会議」を設置する。

(地区会議の名称)

第3条 地区会議の名称は、「福井県生コンクリート品質管理監査会議」（以下、「地区会議」という。）とする。

(地区会議の機能)

第4条 地区会議は、品質管理監査（以下、「監査」という。）に関する基本的な事項を審議し、生コンクリート品質管理監査を統括する。また、必要に応じて、工組理事長（以下、「理事長」という）に意見を述べるものとする。

## 第2章 会議の運営

(地区会議の構成)

第5条 地区会議は、学識経験者委員、特別委員および生産者側委員をもって構成する。特別委員と生産者側委員とは原則として同数とする。

- 2 地区会議には、議長および副議長をおく。
- 3 地区会議の議長は、学識経験者委員とする。
- 4 地区会議の副議長は、学識経験者委員または特別委員とする。
- 5 地区会議には、オブザーバーをおくことができる。

(委員の選任および委嘱)

第6条 地区会議の委員の選任および委嘱は、次により行う。

- 2 学識経験者委員は、理事長が委嘱する。
- 3 特別委員は、関係する官庁および団体から推薦された者とし、理事長が委嘱する。

- 4 生産者側委員は、理事長が委嘱する。
- 5 オブザーバーは、議長が認めた者とする。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

- 2 任期中欠員が生じた場合は、理事長は後任委員を補充するものとする。なお、その者の任期は前任者の残任期間とする。

(地区会議の審議、実施事項)

第8条 地区会議は、第1条に定める目的を達成するため、次の事項について審議して、生コンクリート品質管理監査を実施する。

- (1) 総合的な監査計画の承認
  - (2) 監査統括責任者、副監査統括責任者および監査員の選任並びに委嘱
  - (3) 立入監査の実施
  - (4) 立入監査結果の承認
  - (5) 合格工場に対する合格証の交付
  - (6) 改善を要する工場への勧告および改善の確認
  - (7) 監査結果の公表
  - (8) 査察の実施
  - (9) □マークの申請
  - (10) 監査結果の全国生コンクリート品質管理監査会議への報告
  - (11) 工場経営者および責任者に対する品質管理研修会の実施
  - (12) その他品質管理監査に係わる必要事項
- 2 前項の円滑な運営を図るため、下部組織として別に定める「品質管理監査委員会」を設置する。

(地区会議の開催)

第9条 地区会議は議長が招集する。

- 2 地区会議は、定例として年2回開催する。ただし、議長が必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

(地区会議の議決)

第10条 地区会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数をもって議決するものとする。

(監査員)

第11条 監査員は、生産者側委員および生産者側技術者とし、地区会議の承認を得て議長が委嘱する。

- 2 監査員は、コンクリート主任技士又はこれと同等以上の技術・資質を有する議長が認めた者で、かつ、監査統括責任者および副監査統括責任者による監査員研修の過程を修了した者とする。

(立入の公開並びに査察)

第 12 条 立入監査は公開できるものとする。

- 2 査察は、合格証を交付した工場から 10%以上の工場を任意に選定して行うものとする。

(秘密保持)

第 13 条 本規程に基づいて業務の遂行にあたる関係者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(費用負担)

第 14 条 監査に係る費用は工組が負担する。

(規程の改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、地区会議の議決を経て行うものとする。ただし、規程の骨子は全国生コンクリート品質管理監査地区会議共通規程に準拠するものとする。

(地区会議の事務局)

第 16 条 地区会議の事務局は工組におく。

(その他)

第 17 条 第 6 条、第 8 条および第 14 条の運用並びに手続き等については、別に定める。

(附 則)

本規程は、平成 14 年 9 月 11 日から施行する。

(附 則)

本規程は、平成 15 年 6 月 23 日から施行する。

(附 則)

本規程は、平成 16 年 7 月 12 日から施行する。

(附 則)

本規程は、平成 21 年 6 月 26 日から施行する。

(附 則)

本規程は、平成 27 年 6 月 23 日から施行する。